

日程第 2 議案第 2 7 号

熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則の一部を改正する規則
熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則
第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

大型冷風機	1 台	5 0 0 円	
-------	-----	---------	--

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 27 号の参考資料

熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則の一部を改正する規則
案新旧対照表
熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則（平成２５年教育委員
会規則第３号）

(下線部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
別 表 第 2 （ 第 8 条 関 係 ）				別 表 第 2 （ 第 8 条 関 係 ）			
附 属 設 備 の 名 称	単 位	料 金 （ 1 回 に つ き ）	摘 要	附 属 設 備 の 名 称	単 位	料 金 （ 1 回 に つ き ）	摘 要
（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）		（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）	
（ 略 ）		（ 略 ）		（ 略 ）		（ 略 ）	
持 込 器 具 電 源	（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）	持 込 器 具 電 源	（ 略 ）	（ 略 ）	（ 略 ）
<u>大 型 冷 風 機</u>	<u>1 台</u>	<u>5 0 0</u> 円					
備 考 （ 略 ）				備 考 （ 略 ）			

日程第 2 議案第 29 号

熊谷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市公民館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 熊谷市第 3 中央公民館の項中「条例第 1 条に規定する熊谷市大幡公民館」を「熊谷市立地域会館条例（令和 7 年条例第 55 号）第 2 条に規定する熊谷市立大幡会館」に改め、同表熊谷市東部公民館の項中「、熊谷市佐谷田公民館」を削り、「熊谷市星宮公民館」を「熊谷市星宮公民館並びに熊谷市立地域会館条例第 2 条に規定する熊谷市立佐谷田会館」に改め、同表熊谷市西部公民館の項中「、熊谷市大麻生公民館」及び「、熊谷市三尻公民館」を削り、「熊谷市新堀公民館」を「熊谷市新堀公民館並びに熊谷市立地域会館条例第 2 条に規定する熊谷市立三尻会館及び熊谷市立大麻生会館」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 29 号の参考資料

熊谷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表
熊谷市公民館条例施行規則（平成 17 年教委規則第 35 号）
（下線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第 2（第 2 条関係）		別表第 2（第 2 条関係）	
(略)		(略)	
熊谷市第 3 中央公民館	熊谷市立地域会館条例 (令和 7 年条例第 55 号) 第 2 条に規定する熊谷市立大幡会館、熊谷市農村センター条例（平成 17 年条例第 182 号）第 2 条に規定する熊谷市中条農村センター及び熊谷市農業活性化センター条例（平成 17 年条例第 181 号）第 2 条に規定する熊谷市農業活性化センター	熊谷市第 3 中央公民館	条例第 1 条に規定する熊谷市大幡公民館、熊谷市農村センター条例（平成 17 年条例第 182 号）第 2 条に規定する熊谷市中条農村センター及び熊谷市農業活性化センター条例（平成 17 年条例第 181 号）第 2 条に規定する熊谷市農業活性化センター
熊谷市東部公民館	条例第 1 条に規定する熊谷市久下公民館、熊谷市成田公民館及び熊谷市星宮公民館並びに熊谷市立地域会館条例第 2 条に規定する熊谷市立佐谷田会館	熊谷市東部公民館	条例第 1 条に規定する熊谷市久下公民館、熊谷市佐谷田公民館、熊谷市成田公民館及び熊谷市星宮公民館
熊谷市西部公民館	条例第 1 条に規定する熊谷市玉井公民館、熊谷市別府公民館、熊谷市籠原公民館及び熊谷市新堀公民館並びに熊谷市立地域会館条例第 2 条に規定する熊谷市立三尻会館及び熊谷市立大麻生会館	熊谷市西部公民館	条例第 1 条に規定する熊谷市玉井公民館、熊谷市大麻生公民館、熊谷市別府公民館、熊谷市三尻公民館、熊谷市籠原公民館及び熊谷市新堀公民館
(略)		(略)	